

コーポレートガバナンスに関する基本方針

第1章 総則

(目的)

- 第1条 当社は、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コード（以下、「CGC」といいます。）の基本原則、原則、及び補充原則について、当社が実践する基本方針を定めます。
2. この方針は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために策定するもので、株主をはじめとする利害関係者（以下、ステークホルダーといいます。）の立場を踏まえた上で、経営意思決定の透明性、公正性及び迅速性を高めることを目指します。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

- 第2条 当社は、社会に信頼される企業であり続けるため、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題の一つとして位置づけます。当社は、株主の権利及び平等性を確保し、適確かつ迅速な意思決定及び業務執行の体制を整え、適正な監督・監視体制を構築します。これにより、株主に対する受託者責任及び説明責任を果たし、ステークホルダーとの良好な関係を築きます。

第2章 株主権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保) CGC基本原則1.

- 第3条 当社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行います。
2. 当社は、少数株主や外国人株主の権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に十分に配慮します。

(株主の権利の確保) : CGC原則1-1. 補充原則1-1①～③

- 第4条 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、以下の各号に掲げる事項について、適切な対応を行います。
- (1) 株主総会における株主の意思を具体的に把握し、経営や株主との対話に反映させるため、株主総会において可決に至ったものの、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったときは、株主との対話その他の対応の要否について検討を行います。
 - (2) 機動的な資本政策及び配当政策を図るため、自己株式の取得や剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会決議によることができる旨を定款で定めます。
 - (3) 株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることをしないよう配慮します。特に、少数株主にも認められている当社及び当社の役員に対する違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等について、十分に配慮します。

(株主総会における権利行使) : CGC原則1-2. 補充原則1-2①～⑤

- 第5条 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、以下の各号に掲げる事項について、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行います。
- (1) 株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供します。
 - (2) 株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるとともに、招集通知に記載する情報は、

株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、東京証券取引所TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表します。

- (3) 株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程を適切に設定します。
- (4) 株主の議決権行使推奨のため、スマートフォン等の電子機器による議決権行使を取り入れます。なお、東京証券取引所が提供する議決権電子行使プラットフォームの利用は、当社株主における機関投資家や海外投資家の比率の重要性が高まった段階で導入を検討します。また、海外投資家の比率の重要性が高まった段階で、招集通知の英訳を進めます。
- (5) 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを予め希望する場合に対応するため、株主総会への出席の要望があった場合には、信託銀行等と協議しつつ検討を行います。

(資本政策の基本的な方針) : CGC原則1-3.

第6条 当社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、持続的な企業価値の向上に向けた成長投資の推進、財務健全性の確保及び適切な株主還元を行うことを基本方針とします。支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う場合には、取締役会においてその必要性や合理性の検討を行うとともに、株主に対して十分な説明を行います。

2. 成長投資のための資金調達については、財務健全性の指標として自己資本比率を重視し、調達を継続します。
3. 配当政策については、連結業績、フリーキャッシュフローの状況を重視し、自己資本配当率DOE2.5%以上を目安として長期安定的かつ継続的な還元拡充を実現します。自己株式取得については、市場環境を踏まえ、機動的に行う方針とします。

(上場株式の政策保有に関する方針) : CGC原則1-4. 補充原則1-4①～②

第7条 当社は、政策保有株式として上場株式を保有しないことを基本とします。

2. 政策保有株式を保有する必要性が生じた場合は、当社との取引状況及び株式保有先企業の経営状況等を総合的に勘案し、企業価値向上に資するかどうかという観点より、継続的な保有の合理性について検証を行います。
3. 政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、その議案が当社の保有方針に適合するか否かを個別に精査したうえで、適切に判断します。
4. 当社は、当社株式を政策保有株式として保有する会社(政策保有株主)から株式売却の意向が示された場合、取引縮減の示唆等による妨げは行いません。
5. 当社は、政策保有株主との取引においても、当社や株主共同の利益を害することのないよう、取引の経済合理性を十分に検証して行います。

(買収防衛策に関する基本方針) : CGC原則1-5. 補充原則1-5①

第8条 当社は、経営陣・取締役会の保身を目的とする買収防衛策は策定しません。

2. 買収防衛策の導入・運用については、取締役会・監査等委員会は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性を検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。
3. 当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであるかの観点で検討を行い、当社取締役会としての考え方や対抗提案の内容

等を株主に対して説明を行うとともに、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げることは行いません。

(株主の利益を害する可能性のある資本政策) : CGC原則1-6.

第9条 当社は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策(増資、MBO等を含む)については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査等委員会は、株主に対する受託者責任を全うする観点からその必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行います。

(関連当事者間の取引) : CGC原則1-7.

第10条 当社が関連当事者間の取引を行う場合には、当該取引が当社や当社の株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を次の通り定めてその枠組みを開示するとともに、その手続を踏まえた監視(取引の承認を含む)を行います。

(1) 関連当事者間の取引の方針及び手続

- ① 当社と当社の取締役や主要株主との取引(関連当事者間の取引)が、会社の利益を害することがないように取引の合理性や取引条件の妥当性等について取締役会の報告事項とします。
- ② 当社取締役による自己、または第三者のための利益相反取引は、取締役会の決議事項とします。
- ③ 当社役員及び連結子会社の役員に対して、年度ごとに、本人もしくは二親等内の親族(所有会社とその子会社を含む)と当社もしくは当社連結子会社間との取引について、関連当事者取引確認票によるモニタリングを行います。確認票に記載された関連当事者との取引について、会社計算規則及び連結財務諸表等規則等の規定に基づいた重要性の判断に従い開示します。
- ④ 支配株主との関連当事者取引、及び少数株主との利益が相反する重要な取引・行為については、独立社外取締役及び監査等委員等の独立性を有する者で構成された特別委員会を設置し、個別に審議・検討を行います。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働) : CGC基本原則2.

第11条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、株主、従業員、顧客、取引先、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めます。

2. 取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップの発揮に努めます。

(中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定) CGC原則2-1.

第12条 当社は「Impact on the World」を理念に独自の価値を提供する企業がともに発展できる社会の実現を目指しています。そのために、「データとテクノロジーによって、世界中の企業によるマーケティング活動を支援し、売り手と買い手の幸せをつくる企業になる。」を実現すべく、果敢に挑戦しております。

(行動準則) CGC原則2-2. 補充原則2-2①

第13条 当社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべきHRポリシー（行動指針）を定め実践するものとします。

2. 取締役会は、HRポリシー（行動指針）の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにします。

3. 取締役会は、1項のHRポリシー（行動指針）が広く実践されているか否かについて、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置いて、適宜検証を行います。

（社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題）：CGC原則2-3. 補充原則2-3①

第14条 当社は、株主をはじめ当社役職員や取引先等のステークホルダーと協働し、環境問題をはじめ人権の尊重、従業員への健康・労働環境への配慮や公正適切な処遇、取引先との公正適正な取引、自然災害等への危機管理等のサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行います。

2. 取締役会は、サステナビリティを巡る課題への対応について、リスクの減少のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、中長期的な企業価値の向上の観点から、これらの課題に積極的・能動的に取り組むためリーダーシップを発揮し、当社の経営戦略やビジネスモデルに即して、リスク・収益機会のそれぞれに分けた特定や重要性の評価を行い、リスクの適切な管理や収益機会の実現に向けた取組みをモニタリングし検証を行います。

（女性の活躍推進を含む社内の多様性の確保）：CGC原則2-4. 補充原則2-4①～④

第15条 当社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得るとの認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進します。

2. 当社は、女性社員がいそいそと働き、かつ様々なフィールドで継続的に活躍できる職場環境づくりやワークバランス実現に向け、以下の項目を推奨します。

（1）女性従業員の職域拡大及び女性従業員の積極的な採用・登用

（2）育児・介護等に関する両立支援制度の整備と社内周知

（3）女性活用支援策「育休復帰プラン」（厚労省）の活用推進

（4）在宅勤務制度活用を含めた働き方の見直し

3. 当社は、中長期的な企業価値向上に向けた人財戦略の重要性を鑑み、人財の多様性の確保についての考え方や育成方針、社内環境整備等の実施状況についての実施状況を取締役に報告するとともに、下記の測定可能な目標の開示を促進します。

（1）役員・管理職に占める女性割合（グループ合計）

（2）女性労働者割合、及び女性労働者採用割合（グループ合計）

（3）その他関連する数値

（内部通報）：CGC原則2-5. 補充原則2-5①

第16条 当社は、従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行います。また、取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督します。

2. 当社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置を行うとともに、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を「内部通報規程」において整備します。

(企業年金) CGC原則2-6.

第17条 当社は、企業年金の運用をしていませんが、導入しております確定拠出年金制度等の制度説明を定期的に従業員に実施しております。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保) CGC基本原則3.

第18条 当社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報、経営戦略・経営課題、リスク、ガバナンスに係る情報等、及び社会・環境問題に関する情報等の非財務情報について、法令に基づく適切な開示を行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。

2. 取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることを踏まえ、開示する情報は、正確で利用者にとって分かりやすく、有用性の高いものとなるように努めます。

(情報開示の充実) : CGC原則3-1. 補充原則3-1①②③

第19条 当社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現する観点から、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報（非財務情報も含む）についても、主体的に情報を発信します。

- (1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略

当社ホームページにおいて「Mission（理念）」、「Vision」を掲載します。

Mission（理念）は「Impact on the World」、Visionは「データとテクノロジーによって、世界中の企業によるマーケティング活動を支援し、売り手と買い手の幸せをつくる企業になる。」経営戦略は、決算補足資料等により決算報告時に開示します。

- (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び基本方針

当社は、経営の効率性と透明性を高め、健全なる事業活動を通じ、企業価値の向上を目指します。具体的には、事業の成長・変化に合わせ各組織の効率的な運営見直し及び責任体制の確立を図り、更に、監査等委員会による取締役の業務執行に対する監督機能、法令及び各種社内規程等の遵守による内部統制機能を充実し、今後も、企業活動を支えている全ての利害関係者（ステークホルダー）の利益に適う経営の実現及び企業価値の向上を目指して、コーポレートガバナンスの充実に努めます。

なお、コーポレートガバナンスの基本方針及びコーポレートガバナンス・コード取組方針を当社ホームページ等にて開示します。

- (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

- ① 取締役報酬

取締役報酬は、株主総会で決議された額の範囲内で、外部調査期間による役員報酬サーベイにも照らしつつ、業績や貢献度等を総合的に勘案し、代表取締役社長と監査等委員会とで事前協議を行った後に取締役会で決定します。

- ② 監査等委員の報酬

監査等委員の報酬については、監査等委員会の協議において決定します。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行うに当たっての方針と手続

① 取締役候補者の指名

取締役候補の指名は、知識、見識、経験や能力、将来性等を総合的に勘案したうえで社内外から幅広く候補者を人選し、取締役会での議論を経て決定します。

② 監査等委員候補者

監査等委員候補者は、当社の健全な発展と社会的信用の維持向上に資する資質（会計や法律等の分野で豊富な経験や監査役の経験を有する等）があり、中立的、客観的に監査を行うことができるかを基準として選定し、監査等委員会の同意を得て指名します。

③ 役員の解任等

役員の解任は、法令・定款に違反する行為があった場合、または職務の懈怠により当社の企業価値を著しく毀損させたと認められる場合には、取締役会でその処遇を決定します。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査等委員候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

経営陣幹部の選解任及び取締役・監査等委員候補者の指名等への説明は、株主総会招集通知に個人別の略歴、及び選任解任理由を記載しております。

2. 取締役会は、前項の開示（法令に基づく開示を含む）が正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるように努めます。
3. 当社は、自社の株主における海外投資家の比率は相対的に低いと考えており、英語での情報の開示・提供はしていませんが、海外投資家比率の重要性が高まった段階で、英語での情報の開示・提供に努めます。
4. 当社は、経営戦略の開示に際して、自社のサステナビリティの取組み及び人的資本や知的財産への投資について、経営戦略及び経営課題との整合性を意識しながら、情報を分かりやすく具体的に開示・提供することに努めます。

(適正な監査の確保) : CGC原則3-2. 補充原則3-2①②

第20条 当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向け、以下の事項について適切な対応を行います。

2. 監査等委員会は、以下の各号に掲げるの対応を行います。
 - (1) 外部会計監査人を適切に選定し、かつ適切に評価するための基準の策定
 - (2) 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かの確認
3. 前項のほか、取締役会及び監査等委員会は、以下の各号に掲げる事項について適切な対応を行います。
 - (1) 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
 - (2) 外部会計監査人から経営幹部等への面談等の確保
 - (3) 外部会計監査人と監査等委員、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
 - (4) 外部会計監査人の不正を発見し、適切な対応を求めた場合や不備の問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

(取締役会等の責務) : CGC基本原則4.

第21条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るため、以下の各号に掲げる事項についてその役割・責務を適切に果たします。

- (1) 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
 - (2) 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
 - (3) 独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと
2. 前項の役割・責務の一部については、監査等委員会においても担うものとします。
3. 取締役会は、事業運営に際し透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を促されますが、上記各項は、意思決定過程の合理性を担保することに寄与します。
4. 支配株主は、会社及び株主共同の利益を尊重し、少数株主を不公正に取扱ってはならないとの観点より、取締役、及び監査等委員は、少数株主の利益を保護するためのガバナンス体制の整備に努めます。

(取締役会の役割・責務(1)) : CGC原則4-1. 補充原則4-1①～③

第22条 取締役会は、会社の経営理念等を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営計画等について建設的な議論を行います。

- (1) 取締役会は、当社の経営理念及び中期経営方針に基づき、具体的な経営戦略や経営計画等について、社外取締役等を交えて、自由な意見交換のもとで建設的な議論を行います。
 - (2) 取締役会は、業務執行を執行役員から業務執行状況や経営課題進捗状況の報告を受け、経営状況の監視を行うとともに重要な業務執行の決定を行います。
2. 重要な業務執行の決定は、前項の戦略的な方向付けを踏まえて行うとともに、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を定め、開示に努めます。
- (1) 取締役会は、経営の意思決定・監督機関としての機能を有し、法令及び定款に定められた事項のほか取締役会規程に定められた事項を審議し、当社の経営に関する方針や重要事項等を決定します。
 - (2) その他の業務執行の決定は、代表取締役社長執行役員により委任された執行役員が各事業計画に基づき業務執行の職責を有し、各事業の責任者等で構成された会議において審議を行い決定します。
 - (3) 執行役員は取締役会において、各事業の業績報告、事業運営に係る情報の共有及び説明、社外取締役等の意見交換を行い、取締役会の重要事項決議を補佐する役割を担います。
3. 取締役会・経営陣幹部は、中期経営方針も株主に対するコミットメントの一つであると認識し、その実現に向けて最善の努力を行い、中期経営方針の目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させます。
- (1) 当社は、必要に応じて中期経営計画を策定、もしくは中期経営方針を決定し、その目標達成に向け経営戦略や事業戦略の遂行に取り組み、毎年、課題と分析により計画の見直しを行います。

(2) 当社の事業特性として、激しく変化するビジネス環境の中で、中期的な業績予測を掲げることは、必ずしもステークホルダーの適切な判断に資するものではないとの立場から、中期経営計画は公表していませんが、毎期の業績向上に努め、株主の皆様の期待に応えていく方針であり、成長戦略の指標として中期経営計画を開示する必要性は引き続き検討します。

4. 取締役会は、最高経営責任者（CEO）等の育成計画の策定・運用に主体的に関与します。

(1) 当社の経営理念や具体的な経営戦略を踏まえ、代表取締役社長執行役員、管理担当取締役、及び独立社外取締役が中心となり、複数の後継者候補の育成計画を検討します。

(2) 後継者候補となる複数の後継者には重要な役職・任務に登用し、当社や関連会社の経営に関与させ企業経営に必要となる資質を育成します。

(3) 代表取締役社長執行役員、管理担当取締役、及び独立社外取締役が中心となり、複数の後継者候補の育成状況を監督します。

(取締役の役割・責務・報酬) : CGC原則4-2. 補充原則4-2①～②

第23条 取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援します。

(1) 取締役会規程で定める重要な業務執行、並びに、決定事実、発生事実、及び決算情報等について経営会議で審議した議案を取締役に付議します。

取締役会での方針決定後は、執行役員からの情報共有を受けながら、社長執行役員による迅速かつ果断な意思決定を支援しております。

(2) 業務遂行の実施責任を担う執行役員等の提案活動は、会社の活性化・会社の持続的な成長に不可欠なものと認識し、取締役会で検討・承認された提案内容の実行は、各事業分野の執行役員が中心となり、その実行責任を担います。

2. 経営陣の報酬制度については、中長期的な会社の業績や潜在的风险を反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブが機能するよう検討します。

(1) 取締役（社外取締役を除く）の報酬については、株主総会において承認された報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成しており、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めるよう措置します。

(2) 雇用の執行役員の報酬は、基本報酬（固定枠）、賞与（業績連動変動枠）及び譲渡制限付株式報酬で構成しており、いずれの報酬も個々の業績と会社業績に基づき決定します。

3. 経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定します。

4. 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定します。

5. 取締役会は、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう実効的に監督を行います。

(取締役等の評価、利益相反取引等の管理) : CGC原則4-3. 補充原則4-3①～④

第24条 取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣及び取締役に対する実効性の高い監督を行い、会社の業績等を適切に評価し、その評価を経営陣幹部の人事に反映することを主要な役割とします。

2. 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
3. 取締役会は、経営陣、支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理します。
4. 取締役会は、経営陣幹部の選任や解任を会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い適切に実行します。特に、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定として、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて資質を備えたCEOを選任します。また、CEOがその機能を十分に発揮していないと認められる場合には、客観性・適時性・透明性ある手続に基づいて解任できるよう、その措置の確立に努めます。
5. 取締役会は、内部統制やリスク管理体制の適切な整備を行い、グループ全体を含めた全社的リスク管理体制を構築し、内部監査部門を活用しつつその運用状況を監督します。

(監査等委員及び監査等委員会の役割・責務) : CGC原則4-4. 補充原則4-4①

第25条 監査等委員及び監査等委員会は、業務執行取締役の職務の執行の監査、監査等委員・外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行います。

2. 監査等委員及び監査等委員会は、その役割・責務を十分に果たすために能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるように努めます。
3. 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会が企業ガバナンスの中核を担っています。このため、監査等委員会のメンバーは過半数を社外取締役から選任し、独立性を確保しています。当社の監査等委員会は、以下の方針に則ってその機能を果たします。

(1) 独立性の強化

監査等委員会は、社外取締役の独立性を最大限に活用し、監査の客観性と公正性を保持します。委員会の構成は、社外取締役の視点と経験を活かすことで、監査の深度と範囲を広げ、より効果的な監督を実現します。

(2) 情報収集力の強化

監査等委員会は、定期的なミーティングや会社内の様々な部署との協力を通じて情報収集を行います。特に、社外取締役が自由に情報にアクセスできるような体制を整え、彼らが独立性を保ちつつ必要な情報を得られるよう支援します。

(3) 連携の確保

監査等委員会は、取締役会や経営陣との有効な連携を保ちながら、独立した立場からの意見表明や提案を行うことで、経営の透明性と説明責任を高めます。

(取締役・監査役等の受託者責任) : CGC原則4-5.

第26条 取締役・監査等委員及び経営陣は、株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動します。

(経営の監督と執行) : CGC原則4-6.

第27条 当社は、現場における業務執行の強化と迅速かつ適切な経営判断を行うために、執行役員制度を導入します。

2. 執行役員は、当社従業員の中から取締役会決議で選任され、取締役社長または業務執行取締役から委嘱された部門または部署の業務の執行方針を立案し、執行します。
3. 当社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保するため、業務の執行に携わらない、業務の執行と一定の距離を置く社外、かつ非業務執行取締役を活用します。

(独立社外取締役の役割・責務) : CGC原則4-7.

第28条 当社は、独立社外取締役には、以下の各号に掲げる役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図ります。

- (1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図るとの観点からの助言を行うこと
- (2) 経営陣幹部の選解任他取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (3) 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (4) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

(独立社外取締役の有効な活用) : CGC原則4-8. 補充原則4-8①～③

第29条 当社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすため、2名以上もしくは取締役総数の3分の1以上の十分な人数の独立社外取締役の選任に努めます。

2. 独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献すると観点から、独立社外取締役のみを構成員とする会合を開催し、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図ります。
3. 独立社外取締役は、社長との定期的な意見交換の場の設定等により、経営陣との連絡・調整を行います。
4. 当社が支配株主を有することになった際は、支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について、審議・検討を行う独立社外取締役、独立社外監査役を含む独立性を有する者で構成された特別委員会の設置し、個別に審議・検討に努めます。

(独立社外取締役の独立性判断基準等) : CGC原則4-9.

第30条 当社は、会社法に定める社外取締役の要件及び東京証券取引所が定める独立性に関する基準を満たすこと、かつ、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に、より幅広い視点から経営を監督し、適切な助言ができ、人格及び識見ともに優れた人物を独立社外取締役候補者として選定します。

(任意の仕組みの活用) : CGC原則4-10. 補充原則4-10①

第31条 当社は、会社法上の機関設計として、監査等委員会設置会社を選択します。

2. 当社の独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合、または、今後、取締役会の統治機能を強化する必要が生じた場合には、独立した客観的な立場からの意思決定を行うため、複数名の独立社外取締役を主要な構成員とした任意の委員会(指名委員会・報酬委員会など)の設置について検討します。

(取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件) : CGC原、補充原則4-11. 4-11①～③

第32条 取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、多様性と適正規模を両立させる構成となるよう努めます。

2. 監査等委員には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任します。
3. 取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行い、その機能の向上を図ります。
4. 取締役会は、以下の各号に掲げる事項を実施することによって、取締役会・監査等委員会の実効性確保に努めます。
 - (1) 取締役会全体の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示します。
 - (2) 取締役・監査等委員が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるとともに、兼任状況を招集通知等により毎年開示します。
 - (3) 毎年、各取締役の自己評価などを参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要の開示に努めます。

(取締役会における審議の活性化) : CGC原則4-12、補充原則4-12①

第33条 取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めます。

2. 取締役会は、会議運営に関する以下の各号に掲げる取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図ります。
 - (1) 取締役会の資料が、会日に十分に先立って配付されるようにすること
 - (2) 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が提供されるようにすること
 - (3) 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
 - (4) 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
 - (5) 審議時間を十分に確保すること

(情報入手と支援体制) : CGC原則4-13、補充原則4-13①～③

第34条 取締役・監査等委員は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手し、必要に応じて、会社に対して追加の情報提供を求めます。

2. 当社は、人員面を含む取締役・監査等委員の支援体制を整えます。
3. 取締役会・監査等委員会は、各取締役・監査等委員が求める情報の円滑な提供が確保されているかを確認します。
4. 取締役・監査等委員による情報収集の実効性を高めるため、以下の各号に掲げる体制を整備します。
 - (1) 取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めます。また、監査等委員は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行います。
 - (2) 取締役及び監査等委員は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮します。
 - (3) 当社は、内部監査室と監査等委員会との連携を確保するとともに、監査等委員の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任等、監査等委員に必要な情報を適確に提供するための工夫を行います。

(取締役・監査等委員のトレーニング) : CGC原則4-14、補充原則4-14①～②

第35条 新任者をはじめとする取締役・監査等委員は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めます。

2. 当社は、個々の取締役・監査等委員に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うとともに、取締役会は、こうした対応が適切にとられているか否かを確認します。
3. 当社は、社外取締役を含む取締役・監査等委員が、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査等委員に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るとともに、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会が得られるように努めます。
4. 当社は、取締役・監査等委員に対するトレーニングの方針について開示を行います。

第6章 株主との対話

(株主との対話) : CGC基本原則5.

第36条 当社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行います。

2. 経営陣幹部・取締役は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めます。

(株主との建設的な対話に関する方針) : CGC原則5-1. 補充原則5-1①～③

第37条 当社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応します。

(1) 株主との対話全般を統括する取締役等の指定

当社における株主との対話については、IR担当（経営企画部）が、株主との建設的な対話を実現するための取組みを統括します。

(2) 社内各部門の有機的な連携のための方策

当社では、IR担当（経営企画部）は社内各部門と連携して株主との対話に臨みます。

(3) 対話に関する取組み

株主との対話については、IR担当（経営企画部）が統括し、窓口となって合理的な範囲で個別面談を行うほか、決算説明会の開催、ホームページによる情報開示等の対話手段の充実に取り組みます。

(4) 対話結果の社内フィードバックのための方策

株主からの重要な意見や懸念を把握した場合、IR担当は必要に応じて取締役会等へのフィードバックを行います。

(5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

対話に際しては、内部情報等管理規程に則り、未公表の重要な内部情報が漏洩することのないよう、以下の点に留意して情報管理を徹底します。

① 株主との対話では基本的には未公表の重要事実を伝えないこと

② 未公表の重要事実を伝える場合被伝達者である株主の側でインサイダー取引規制に抵触することを防止する措置が講じられていることを確認すること

③ 未公表の重要事実を伝える場合、株主の側も取引が制限されるなど不利益を被りかねないので、未公表の重要事実を伝える前に株主の同意を得ておくこと

2. 株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役が面談に臨むことを基本とします。

3. 当社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めます。

（経営計画の策定・公表）：CGC原則5-2. 補充原則5-2①

第38条 経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現のために、事業ポートフォリオの見直しや、人材投資、設備投資、研究開発投資、M&A投資等を含む経営資源の配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行います。

第7章 改廃

（改廃）

第39条 この方針の改廃は、代表取締役の立案により、取締役会が決定します。

附 則 令和6年 9月16日より施行する。